

## 平成 19 年度公立陶生病院組合の資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月 22 日に公布されました。この財政健全化法において、公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、住民に公表することが義務付けられました。  
公立陶生病院組合の平成 19 年度決算における資金不足比率は以下のとおりです。

### ○資金不足比率

公営企業の資金の不足額の事業規模に対する比率

指 標 名	会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
資金不足比率	病院事業会計	—	20.0%

※ 「資金不足比率」欄の—表示は、資金不足額がないことを表します。